

## 学校感染症治癒届

\*医師の診断を受け、治癒しましたので登校しても差し支えないことを届け出ます。

○印	病名	出席停止期間
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症日を0日として発症後 5 日を経過しかつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	結核	
	その他の感染症 [ ]	

令和 年 月 日

生徒氏名 年 組 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

医療機関名	
出席停止期間	月 日 ~ 月 日

※この書類は保護者の方が記入し、学校へ提出してください。